

議案第 1 号

令和 5 年度事業計画案及び収支予算について

I 令和 5 年度事業計画案

今年 5 月 8 日に、新型コロナウイルス感染症が 2 類感染症相当指定から 5 類感染症に引き下げられ、国の対策本部が廃止されることに伴い、各生活衛生同業組合が取組んできた「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づく業種別ガイドライン」並びに、飲食店における第三者認証制度も廃止される。

しかし、新型コロナウイルス感染症の終息が見込めない中、小規模事業者が過半を占める生活衛生関係営業者は感染防止に取り組んできているが、これまでの新型コロナウイルス感染拡大に伴う業績低迷に加え、この 1 年の光熱費を含む物価高騰等により、依然として厳しい経営状況が続いている。

そこで、指導センターとしては、生活衛生関係営業者が経営の安定・回復が出来るよう支援しつつ、利用者である地域住民等に対する、質の高い安全で安心できる生活衛生利用サービスが提供できるよう、行政、金融機関及び商工団体等と緊密な連携を図りながら支援していく。

具体的には、経営指導員による相談指導対応とともに、全国指導センターの経営支援緊急対策事業による専門家派遣及び経営特別相談員巡回指導を主軸に、生活衛生事業者のニーズに可能な限り対応していく。

また、域活性化連携事業による地域包括ケアシステムへの参画支援をはじめとする、生活衛生同業組合同士の連携による事業や、各地区生活衛生同業組合連絡協議会の活動、後継者・次世代を担う若手事業者の人材育成等に取り組んでいく。

また、東日本大震災津波から 12 年を経過するが、引き続き、被災状況・営業状況調査の実施など、震災後の台風や大雨等で再び被災した事業者を含め、沿岸地域の生活衛生関係事業者の支援に努めていく。

なお、事業執行に当たっては、経費節減や事務の効率化等を図りながら、適正な公益法人運営に努める。

1 岩手県からの補助事業

(1) 生活衛生営業相談指導事業

経営指導員 3 名体制(常勤 2 名・非常勤 1 名)により、来訪・電話・個別巡回による融資、経営、衛生管理等の相談指導に対応する。

(2) 健康・福祉対策推進事業

各地区生活衛生同業組合連絡協議会等が、衛生水準の確保・向上等を目的に実施する講習会について、保健所の協力を得ながら支援する。

また、各生活衛生同業組合が連携して取組む、高齢社会における生活衛生サービス展開に係る生活衛生営業地域活性化連携事業等の企画や調整について支援する。

(3) 情報化整備事業

生衛業情報化ネットワークシステムを維持管理するとともに、指導センターホームページによる時宜の得た情報発信に努めるとともに、各生活衛生同業組合との連携により県民理解に向けた情報発信に取り組む。

(4) 後継者育成支援事業

若年者の生衛業に対する関心を高めるとともに、後継者の確保・育成を図ることを目的として、小中学校等に出向いて職業体験学習会を実施する。

2 岩手県からの委託事業

(1) 広報紙の発行

年2回「いわて生衛だより」を発行する。

(2) 日本政策金融公庫貸付(一般貸付)の推薦

衛生水準を高めるための設備資金の融資相談に対応し、推薦書を交付する。

(3) 経営特別相談員養成講習会の開催

経営の健全化の促進、公衆衛生の向上を図るための相談に対応するなど、業界及び組合運営の重要な人材である経営特別相談員を養成する。

3 全国生活衛生指導センターからの補助・委託事業

(1) 経営支援緊急対策事業(新型コロナウイルス対策)

生衛事業者の経営支援のため、専門家派遣や経営特別指導員による巡回指導を実施する。

(2) 経営特別相談員研修会の開催

相談員が経営環境の変化に応じた相談対応できるように研修会を開催する。

また、特別相談員が現地で積極的に活動できる体制を整える。

(3) 経営状況調査・景気動向調査

年4回の定例調査を実施し、調査結果を各組合に情報提供する。

(4) 衛生水準の確保・向上推進事業

県内保健所と各生活衛生同業組合の情報共有を図るため、「衛生水準の確保・向上推進会議」を開催する。

生衛組合員以外の一般生衛事業者も対象とする、ウィズコロナでの感染対策等を主眼に置く「衛生管理セミナー」を開催する。

また、後継者や若手人材の育成を図るため、「岩手セイエイ塾」を開催する。

(5) 収益力向上推進事業

最低賃金制度の徹底や働き方改革の普及啓発、収益力の向上等を図るため、商工関係団体や金融機関等を連携によるセミナーを開催する。

(6) 受動喫煙防止対策事業

労働者災害補償保険適用を受けない生衛業者が、受動喫煙防止対策として取組む経費助成制度の周知等を実施する。

4 法律を根拠とする特定事業

(1) 標準営業約款登録事業

関係生活衛生同業組合と連携し登録の促進を図るとともに、消費者に対する標準営業約款制度の周知を図る。

(2) クリーニング師研修等事業

県内3か所(久慈市、一関市、盛岡市)において、クリーニング師研修会及び業務従事者

講習会を開催する。

また、通信制講座の受講を勧奨する。

5 その他

(1) 生活衛生同業組合活動の支援

各組合が実施する組合活性化のための事業や組合連携による事業が、円滑に進められるよう支援する。

(2) 地区生活衛生同業組合連絡協議会の活動支援

各地区連絡協議会の活動を支援し、組合連携の推進を図る。

(3) 県・市町村等が実施する事業への協力

県・市町村等が実施する衛生水準の確保・向上等の事業について、関係する生活衛生同業組合や地区連絡協議会と調整し協力を努める。

(4) 関係団体との連携

少子高齢化の進行に伴う事業後継者の確保等について、金融機関(日本政策金融公庫等)や商工・福祉等の関係機関団体と情報交換を図るとともに、各種事業等の連携に取り組む。

(5) 生活衛生業に関する広報

生活衛生関係営業が地域に密着した産業であることとともに、生活衛生同業組合の活動に関する理解を深めるため、県民に向けた周知及び広報活動に積極的に取り組む。

(6) 岩手県生活衛生同業組合中央会事務の受諾

岩手県生活衛生同業組合中央会の事務について、平成28年4月1日に締結した事務委託契約書に基づき受託する。